

## 白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年5月9日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年5月9日（金）午後2時34分

3. 開催場所 日置川拠点公民館 2階 大会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治  
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊  
7番 尾崎 義治 9番 鈴木 隆文 10番 木戸 孝  
11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一 14番 大平 倫生

5. 欠席委員 8番 福田 博保 13番 柏木 彰文

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔  
主事 赤井 志央

7. 議事日程 開会

議事録署名委員の指名

議事

報告第13号 農地使用貸借の合意解約について

議案第16号 農地法第5条の規定による許可について

議案第18号 白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正する規則について

議案第19号 非農地証明について

議案第20号 農地法第3条の規定による許可について

議案第21号 農地法第5条の規定による許可について

議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について

議案第23号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

議案第24号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について

その他

8. 会議の概要

局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から5月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただきております委員さんは、8番の福田委員、13番の柏木委員でございます。6番の後呂委員は少し遅れて出席します。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、大古・矢田・安宅・塩野地区、田野井・口ヶ谷地区、三舞地区の推進委員さんにお出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の杉谷 孫司委員と 10番の木戸 孝委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

4番委員 はい。

10番委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第13号 農地使用貸借の合意解約について事務局より報告願います

係長 はい。報告第13号 農地使用貸借の合意解約についてご報告いたします。議案書の1ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外2筆で、現況地目は全て畠、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。借り手は和歌山県農業公社で、貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、農地中間管理事業による貸付先は〇〇の〇〇です。使用貸借権の解約です。申請理由は売買予定のため。令和7年4月18日解約したものです。後程、議案第20号番号2で審議をお願いしますが、貸付先の〇〇は現在のところ所在地及び商号を変更しており、9ページのとおり〇〇となっております。そのため、県農業公社に確認しましたが、届出がなかったので、契約時のとおりの旧商号での合意解約としているとのことでございます。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第13号につきましては、会長に対する事務委任規則第3条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第16号 農地法第5条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

議長 はい。議案第16号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の2ページをお願いいたします。この件につきましては、先月の会議で上程し、隣接同意がない場合の取扱いとして、調査委員会を設置し、調査結果を報告し

た上で、ご審議いただしたこととした議案でございます。それでは、番号 1。申請地は〇〇外 1 筆で、地目は、台帳、現況ともに全て畠、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は、〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います個人住宅建築のための転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており、管理が困難であるため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地を含む土地 4 筆に居宅を建築したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。なお、本申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから第 2 種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、管轄する水利組合はありません。隣接農地として 3 筆、関係者 3 名の農地がありますが、その内 1 筆、1 名の方から同意をいただけておりません。そのため、先月の会議で、〇〇、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員による調査委員会を設置し、調査結果については、お手元に配布しているとおり左肩調査資料 2 「隣接農地の影響度の調査表」にまとめてございます。結論としては、「許可相当」と判断しています。それでは、ご説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライド説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 16 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 18 号 白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正する規則について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第 18 号 白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。議案書の 3 ページをお願いいたします。白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正したいので、農業委員会の議決を求めるものでございます。理由としまして、刑法の一部を改正する法律（令和 7 年 6 月 1 日施行）の施行に伴い、関係条文を整備するため、本案を提出するものでございます。次の 4 ページをお願いします。白浜町農業委員会規則、白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正する規則、白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則（平成 30 年白浜町農業委員会規則第 1 号）

の一部を次のように改正する。第4条第2号中「禁錮以上の計」を「拘禁刑以上の刑」に改める。附則 この規則は、令和7年6月1日から施行するものでございます。次の5ページは、参考資料の新旧対照表でございます。補足説明としまして、「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役刑、禁錮刑です。懲役刑、禁錮刑は、どちらも刑務所に拘束する刑罰で、違いは、懲役刑は労務作業が義務付けられ、禁錮刑は義務付けられていないことです。今回の刑法の改正により、この「懲役刑」と「禁錮刑」が「拘禁刑」として一本化されることになります。また、白浜町農業委員会の委員の任命手続に関する規則（平成29年白浜町規則第15号）第3条第2号にも同じ文言がありますので、町長部局の方で、同様に一部改正する旨申し添えます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第18号 白浜町農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱手続に関する規則の一部を改正する規則につきましては、承認いたします。続きまして、議案第19号 非農地証明について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第19号 非農地証明についてご説明いたします。議案書の6ページ、7ページをお願いいたします。番号1。対象地は〇〇外5筆で、地目は台帳で〇〇が畠、それ以外が田、現況は全て山林で、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。申請人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。申請理由は当該地を相続により取得しましたが、亡父が50年以上前に植林し、現在に至っておりますとのことです。なお、4月28日に〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に現地調査をしていただいております。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第19号につきましては、申請通り承認いたします。

○○委員 ちょっと聞きたいのですが、この地域の地籍調査は入らないのでしょうか。

係長 おそらく入ると思われますが、時期は分からないです。

○○委員 何の為に、このような申請をするのか。

係長 この後の議案第 20 号の番号 4 で、所有権移転の売却に含めて、農地法 3 条の申請を行う予定でしたが、実際は当該地で農業が出来る状況ではなく、農業委員会として許可できる状況ではないと判断しました。そのため、非農地証明で地目を変更して売却するか、あるいは農地法第 5 条で所有権移転をするか、いずれかになると伝えたところ、今回の地目変更での申請になりました。

議長 よろしいでしょうか。続きまして、議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。4 件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 20 号 農地法第 3 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 8 ページをお願いいたします。番号 1。対象地は○○外 1 筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は、○○m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、県外に居住しており耕作が難しいことから、梅農家である友人に譲渡するため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、車で約 20 分の距離にあり、平地で耕作がし易い土地であり、友人から譲り受けて農業経営を拡大したいため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 9 ページをお願いいたします。番号 2。対象地は○○外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに全て畠、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○です。所有権の移転で、譲受人の○○の耕作面積は、○○m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人においては、当該地は譲受人に貸していましたが、取得したいとの申出があり、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地を借りて梅栽培をしていましたが、両者の間で売買契約の協議が整いましたので、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 10 ページをお願いいたします。番号 3。対象地は○○外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は、○○m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、居住地が遠方のため維持管理が困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、規模拡張により農業収入の安定化を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の 11 ページ、12 ページをお願いいたします。番号 4。対象

地は〇〇外 4 筆で、地目は台帳が〇〇と〇〇が田、それ以外が畠、現況は全て畠で、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は、〇〇m<sup>2</sup>です。申請理由は譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、管理が困難であり荒廃農地化を避けるため譲り渡したいと考えたことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地で農業を行うために譲り受けたいと考えたことから、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、取得後、農地を利用すること、機械・労働力・技術などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1 番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 現地を確認させて頂きましたが、水はけも悪いし、周辺も耕作放棄地ばかりですが、そのような状況は理解しているのでしょうか。

係長 申請書類では梅畠にする予定で、譲受人は梅農家であり、直接はお会いしていないですが、現状は理解したうえで、申請しているかと思います。

議長 よろしいでしょうか。2 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし

議長 3 番と 4 番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第 20 号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可について上程いたします。事務局より説明願います。

係長 はい。議案第 21 号 農地法第 5 条の規定による許可についてご説明いたします。議案書の 13 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は〇〇で、地目は台帳、現

況ともに畠、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。譲渡人は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権移転を伴います駐車場用地のための転用申請です。申請理由は、譲渡人においては、当該地を相続により取得しましたが、遠方に居住しており維持管理が困難であることに加え、狭隘道路に沿って隣接しており、利用途に欠けることから隣接土地所有者に譲渡したいため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、当該地は狭隘道路と接しており、西側を通路として利用し、残りの土地を駐車場用地として利用したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。当該地の管轄する水利組合、隣接農地はありません。なお、本申請地の農地区分は、住宅、公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域であることから第3種農地に該当いたします。また、書類を精査したところ、農地法第5条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、資力・信用、計画面積の妥当性や土地の利用見込み、転用行為の確実性などです。現地の状況を写真で説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。  
〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第21号につきましては申請通り承認いたします。続きまして、議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。事務局から説明願います。

係長 はい。議案第22号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは農用地利用集積等促進計画案について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。

それでは、議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は6件、9筆で、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>となっております。また、5番が賃借権、それ以外が使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになっています。

続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の16ページをお願いいたします。番号1。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇

○の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号2。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年7月1日から10年4ヶ月間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年7月1日から5年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の19ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年7月1日から10年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の20ページ、21ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇外2筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和7年7月1日から5年間の賃借権の新規設定で、利用目的は花卉栽培です。

続きまして、議案書の22ページ、23ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇外1筆で、現況地目は〇〇が田、〇〇が畑、面積は合計〇〇m<sup>2</sup>です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇です。令和7年7月1日から3年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は水稻・野菜栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から4番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 1番につきまして、対象地の隣の家が空き家で、垣根も高く、危ないと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

議長 対象地と同じ所有者なので、合意できると思います。なので特に問題ないと思います。

〇〇委員 分かりました。

〇〇委員 2番から4番につきましては、異議ございません。

議長 5番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 6番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

推進委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第22号につきまして、計画の案を承認いたします。続きまして、議案第23号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更について上程いたします。3件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第23号 地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてご説明いたします。これは地域計画の区域除外申請について、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づき、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。議案書の24ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに畠、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更区分は地域計画からの除外、変更理由は農地法第5条による農地転用のためです。

続きまして、議案書の25ページをお願いいたします。番号2。申請地は○○外1筆で、地目は台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更区分は地域計画からの除外、変更理由は農地法第5条による農地転用のためです

続きまして、議案書の26ページをお願いいたします。番号3。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに畠、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は○○の○○さん○○歳で、変更区分は地域計画からの除外、変更理由は農地法第5条による農地転用のためです。現地の状況を写真で説明いたします。なお、次に上程する議案第24号と同じ所在地になりますので、土地利用の目的も含めて説明させていただきます。前方のスクリーンをご覧ください。～スライドで説明した。～以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 2番につきましては○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 3番につきましては○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第23号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第24号 農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について上程いたします。3件ございますが、一括して事務局より説明願います。

係長 はい。議案第24号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更についてご説明いたします。これは農用地の除外申請について、町長より本委員会の意見を求めるられた案件でございます。議案書の27ページをお願いいたします。番号1。申請地は、○○で、地目は、台帳、現況ともに畠、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は、○○の○○さん○○歳で、変更後の土地利用の目的は、住宅の増築・駐車場です。変更理由は、高齢のため耕作することが困難であり、使用対象者は隣接地に居住しており、住宅を増築しようと考えていたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の28ページをお願いいたします。番号2。申請地は、○○外1筆で、地目は、台帳、現況ともに全て田、面積は合計○○m<sup>2</sup>です。申請者は、○○の○○さん○○歳で、変更後の土地利用の目的は、貸自動車置場です。変更理由は、中古車販売の展示場所として、利用したいとの申し出があり、譲渡しようと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

続きまして、議案書の29ページをお願いいたします。番号3。申請地は、○○で、地目は、台帳、現況ともに畠、面積は○○m<sup>2</sup>です。申請者は、○○の○○さん○○歳で、変更後の土地利用の目的は、ドッグランへの進入路等です。変更理由は、隣接する宅地及び建物、畠を譲渡し、有効活用していただきたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。

なお、1番から3番の当該地の状況等につきましては、先程議案第23号で説明しておりますので、スライドによる詳細は省略させていただきます。なお、書類を精査したところ、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の各号の除外するための要件を全て満たしております。精査内容は、計画面積の妥当性、農用地区域外の土地をもって代えることが困難、農用地の集団化・農作業の効率化等、総合的な利用に支障を及ぼさないなどでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明を終わります。1番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3番につきましては〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方ご意見ございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第24号につきましては、申請通り承認いたします。以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

係長 はい。

～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。～

～白浜町農業委員会活動推進互助会事業報告等について、説明した。～

～2026年版 農業委員会手帳の配布希望について、説明した。～

議長 他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年6月6日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

～大平会長は、午後2時34分に閉会を宣した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行ってています。